

第7回岩泉町農業委員会総会会議録

令和3年1月20日

岩泉町農業委員会

第7回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和3年1月20日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - 報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（7名）

1番 早川ケン子 委員
3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員
7番 合砂 哲夫 委員

2番 工藤 幸雄 委員
4番 茂木 素子 委員
6番 佐藤 安美 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（1名）

立花 春男 委員

出席した職員

主 幹 佐藤 太一

副 主 幹 八重樫泰長

◎開 会

(午前10時00分)

佐藤主幹 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、6番の佐藤安美委員にお願いしたいと思います。佐藤委員、よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐藤主幹 ありがとうございました。

◎挨拶

佐藤主幹 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。もう20日でございますけれども、初めて会う方がほとんどでございますので、新年明けましておめでとうございます。ひとつ今年もよろしくをお願いいたします。

今日は、第7回の総会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。暦の上では、今日は大寒なようでございます。非常に雪は少ないわけですが、寒さが厳しい中でございます。また、何十年に1回という、立春より先に節分が来るとい、今年が変わった年のように。普通だと立春があつて、次に節分というわけですが、今年が節分が先で、それに伴つての天候も心配されるわけですが、ひとつ体には十分気をつけて活動していただきたいと思ひます。

今日は、議案といたしましては、整備計画の変更、あるいは農地転用の変更申請ということで審議してまいりたいと思ひます。ひとつよろしくお願ひします。

佐藤主幹 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条によりまして、会長が議長となり、議事を進行することになっておりますので、以後につきましては合砂会長をお願いいたします。

◎会議成立宣言

議長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第7回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に6番、佐藤委員、1番、早川委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に八重樫副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主幹。

佐藤主幹 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてであります。提案しております案件は、農業振興地域、農用地区域からの除外に関する申請があったもので、携帯電話無線基地局の建設を理由とするもの1件であります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、説明させていただきます。座って説明することをお許し願います。

それでは、1ページをお開きください。議案第1号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について。岩泉農業振興地域整備計画を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の第2第1項の規定により、本委員会の意見を求める。令和3年1月20日提出、岩泉町農業委員長、合砂哲夫。

審議番号1でございます。所有者等住所氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※。土地の表示、所在地番は、※※※※※※※※※※※※※※※※、もう一筆が※※※※※※※※※※※※※※※※です。台帳地目、現況地目は、両方とも田です。面積は、※※※m²のうち※m²、※※m²のうち※※m²です。除外の用途変更理由は、携帯電話無線基地局の建設で、用途区分は農地です。

次に、2ページをお開き願います。審議番号1の事業計画概要書です。1の事業計画者は、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※、※※※※です。2の事業目的は、携帯電話不感地域対策としての情報通信ネットワークの整備を行い、携帯電話不感地域の解消を図るものです。3の事業の概要、4の事業計画地、5の土地改良事業の実施、6の農地転用区域からの除外に関する検討については記載のとおりです。

現地確認は、1月12日に早川ケン子農業委員と農地利用最適化推進委員の立花春男委員にお願いして実施しており、両者からは申請地の利用状況、周辺農地への影響、事業計画から判断して農振除外は問題なしとのご意見を頂戴しております。3ページには、現況図、4ページには平面図を添付しております。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、これより質疑に入ります。委員の皆様申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 事業計画の概要は、携帯電話の不感地域の解消ということで非常にありがたいが、問題は2ページに記載されているのですが、工事期間の着工が2年12月20日からになっているわけ。委員会を通さなくてもこういうことができるのかどうか。こうなれば、報告案件のような気がするのですが、見解を。

議 長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 お答えいたします。

今のご質問の件ですけれども、電気通信法に基づいて行うものでありますので、電気通信法は農地法よりも優先するということになりますので、このような表記になっております。

議 長 5番、三田地委員。

5番三田地委員 そうなれば、何もそっちが言い出したとなれば、委員会の意見を求めるのでなくて報告案件のほうが何だか通りがいいような気がするのですが、いかがですか。

佐藤主幹 今回の案件は、事業実施につきましては、先ほど八重樫副主幹が言ったとおり、電気通信法のほうが農業委員会法よりも上法になるので、工事はできます。今回の案件は、農振除外についての意見を求めるというのが案件になっております。

議 長 三田地委員。

5番三田地委員 いかにも優先になるといっても、やっぱり農用地の変更があってから農振除外をしてから着工するのが筋ではないかなと思うのだが、順序が違うかと思うので、今質問したのですが、そこら辺を、これからのこともあると思うのだが、取扱いがやっぱりちょっと違うのではないかな。

佐藤主幹 そのとおりです。これは、実は政策推進課のほうで事業をどうしても3月15日までに終わらせなければならないということで、工事はできるのですけれども、それまでに合わせて農振除外申請するべきだったのですけれども、そちらのほうの手続が遅れて、今回ということになります。今三田地委員が言われたとおり、工事はいいが、農振除外も併せて工期に入るまでにやるべきもので、あとはそのとおりでございますけれども、今回は急いでいるということでこういう形になりましたので、ご了承をお願いいたします。

議 長 今回の携帯電話の関係につきましては、町が事業主体ということでございます。

5番三田地委員 それは分かるけれども、手続上、農業委員会というものの立場もあるから、事務的には問題がなければいいかなということで質問しました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議長 次に、その他であります。
事務局の説明を求めます。

佐藤主幹 それでは、事務局からお伝えしたいことが3件ございます。

1つ目は、令和3年度の農業者年金加入推進部長の推薦についてであります。資料3枚つづりになったものを御覧ください。市町村農業委員会会長宛てで岩手県農業会議から出ている文書で、加入推進部長の推薦についてという題であります。この農業者年金活動というのは、2月から始まって次の年の1月で活動が終わると。その年ごとに加入推進部長の推薦をしてほしいということで農業会議から来ております。例年岩泉町では、農業委員会の会長を加入推進部長として推薦し、活動を行っていただいております。一番最後のページを御覧ください。下に6とあって、様式4とあるのですけれども、加入推進部長については例年どおり農業委員会会長の合砂哲夫さんをお願いすると。活動計画ですけれども、真ん中辺にありますけれども、14時間の活動をお願いすると。10時間以下であれば、推薦するなということが出ていましたので、例年これ以上は活動してもらっておりますけれども、こういう中身で今年度、令和3年度の推薦と、それから計画書を提出したいと思っておりますので、皆さんのご了承をお願いしたいというのが1点でございます。

次に、2つ目ですけれども、お手元に令和3年度の農業委員会総会の開催予定の資料をお配りしております。今回お配りした資料は、あくまでも予定でありますので、開催日に変更になる場合につきましては、総会開催通知に併せてお知らせしますので、ご了承をお願いいたします。

最後に、次回の総会日程ですけれども、2月24日の水曜日、午前10時から分庁舎の第1会議室、この場所で開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

1点目の加入推進部長推薦につきましては、皆様、会長推薦でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤主幹 ありがとうございます。
では、事務局からは以上でございます。

議 長 事務局からは以上であります、委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

◎閉 会

議 長 なければ、以上で第7回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時20分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月20日

岩泉町農業委員会長

署名委員 6 番

署名委員 1 番